

第 32 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 3 年 8 月 24 日

第 32 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 3 年 8 月 24 日（火曜日） 13 時 30 分～15 時 00 時

○場 所 岩国市役所 2 階 特別会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）議事録署名委員の指名について

（2）議案第 45 号 岩国都市計画ごみ焼却場の変更について

（3）議案第 46 号 岩国南都市計画ごみ焼却場の変更について

（4）諮問第 26 号 錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員 13 人〕

委 員（1 号委員）	塚 本 俊 明	安 本 政 人
	梅 川 仁 樹	廣 田 登 志 子
（2 号委員）	大 西 明 子	桑 田 勝 弘
	細 見 正 行	中 村 雅 一
（3 号委員）	秋 山 公 志	重 富 寿
	松 本 幸 司	（代理：尾 畑 哲 各）
（4 号委員）	河 野 摩 理	桑 重 和 昭

○欠席者〔委員 3 人〕

委 員（1 号委員）	榊 原 弘 之
（1 号委員）	隅 喜 彦
（4 号委員）	植 松 義 博

○傍 聴〔0 人〕

[13 時 30 分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから第 32 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は事務局を担当しております都市計画課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて依然として新型コロナウイルス感染拡大が収束していない状況ですので、出入り口及び窓を開放した状態で審議を行いますのでご了承ください。また出入り口にはアルコール消毒を設置しておりますので、部屋を出られた場合は部屋に入られる前にアルコール消毒を行っていただきますようご協力よろしくお願いします。

それでは会議の開会にあたり山中都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

○山中都市開発部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の山中でございます。本日は大変お忙しい中、第 32 回岩国市都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また平素から市政並びに都市計画行政の推進にあたりご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、2 件の議案と 1 件の諮問についてご審議をお願いしたいと思っております。2 件の議案につきましては、平成 31 年 4 月に日の出町に新たに設置いたしましたごみ焼却場サンライズクリーンセンターが供用開始したことに伴い、それまで稼働しておりました南岩国町の第一工場と玖珂町の周陽環境整備センターの廃止について都市計画の変更を行うものでございます。もう 1 件の諮問につきましては、錦帯橋風致地区の風致保全方針の変更についてです。本市では、岩国・横山・川西地区において歴史的景観と調和した自然的景観の保全と継承を目的とした錦帯橋風致地区を都市計画決定し、岩国市風致地区条例に基づいて風致保全方針を定めております。さて先般、国の文化審議会から令和 3 年 6 月 18 日付けで、「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」について文部科学大臣に重要文化的景観に選定するよう答申が行われたことは新聞報道等でもご周知の方もおられるとは思いますが、本市ではこうした文化的景観の保存・活用についても重要な施策として取り組んでいるところでございます。そこで錦帯橋風致地区の基本的な考え方が変わるわけではございませんけれども、このたび明らかになった文化的景観の価値や特徴等について保全方針に反映するために変更するものでございます。

委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。それでは本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、榊原委員、植松委員、隅委員が所用により欠席とのご連絡をいただいております。以上、委員 16 名のうち現在 13 名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに青色の帯が表紙の第 32 回岩国市都市計画審議会審議資料、緑色の帯が表紙の第 32 回岩国市都市計画審議会参考資料を送付させていただきましたが、青色の表紙の審議資料について修正がありましたので、修正後のものを席上に配布しております。また、そのほかに議事日程、委員名簿、配席表、文化的景観の保全に向けた風致保全方針の見直しについての追加資料を配布させていただいております。以上となりますがよろしいでしょうか。

それでは、ここからは塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくお願ひいたします。

○塚本会長 皆様こんにちは。それではお手元に配布しております議事日程にもとづき議事を進行させていただきます。

まず日程第 1 議事録署名委員の指名についてでございますが、本日の会議を進めるにあたりまして規則第 13 条では、会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする規定されているため、廣田委員、細見委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくお願ひします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。本日は、市が定める都市計画について議決を要する議案 2 件と、市が変更する錦帯橋風致地区風致保全方針についての諮問が 1 件ございます。

それでは日程第 2 「議案第 45 号岩国都市計画ごみ焼却場の変更について」および日程第 3 「議案第 46 号岩国南都市計画ごみ焼却場の変更について」こちらの 2 つの議案は関連があるようですので、一括して審議したいと思ひます。それでは事務局より説明をお願いします。

■議案第 45 号・議案第 46 号

○事務局 それでは議案第 45 号岩国都市計画ごみ焼却場の変更及び議案第 46 号岩国南都市計画ごみ焼却場の変更についてご説明いたします。それでは説明に入らせていただきます。まず都市計画決定について簡単にご説明いたします。都市計画決定とは都市計画道路や公園だけでなくごみ焼却場など、公益性が高く計画的に整備を行う必要のある施設などを都市計画法に定められた手続きにより決定することを言ひます。

次に本市のごみ焼却場の現状についてご説明させていただきます。ご覧のスライドのとおり市内において現在3か所都市計画決定されております。岩国都市計画の区域においては2か所が決定されており岩国市ごみ焼却場、通称、第一工場と岩国市日の出町ごみ焼却場、通称サンライズクリーンセンターとなります。岩国南都市計画の区域においては1か所が決定されており周陽環境整備センターとなります。以降、岩国市ごみ焼却場は「第一工場」、岩国市日の出町ごみ焼却場は「サンライズクリーンセンター」の通称名を使用させていただきます。本議案は日の出町にある「サンライズクリーンセンター」の稼働開始に伴い、ごみ焼却場としての機能がなくなっている「第一工場」および周陽環境整備センターの都市計画を廃止し都市計画法上の位置付けから外すことについてご審議させていただきます。

次に、今回の変更理由についてご説明いたします。ご覧のスライドのとおり平成31年4月に日の出町にあります「サンライズクリーンセンター」が稼働したことに伴いまして「第一工場」および周陽環境整備センターの両ごみ焼却場が稼働を停止しており、ごみ焼却場としての機能がなくなっているため今回都市計画を変更し、廃止しようとするものです。次のスライドは平成31年4月より稼働している「サンライズクリーンセンター」について平成26年に都市計画に位置付けた理由となります。「サンライズクリーンセンター」は「第一工場」と周陽環境整備センターの両ごみ焼却場がともに供用開始からおおむね20年が経過し、老朽化により処理能力が低下していることから施設の老朽化への対応や市町村合併に伴うごみ処理の効率化・適正化を推進するため、2つのごみ焼却場を集約した新たなごみ焼却場として平成26年に都市計画決定されています。なお、サンライズクリーンセンターのごみ処理の対象区域は岩国市および和木町となります。

次に今回都市計画の変更し廃止を予定している2か所のごみ焼却場についてそれぞれご説明させていただきます。第一工場は昭和37年に商業高校に隣接した南岩国町二丁目に位置したごみ焼却場として都市計画決定されました。その後いくつかの都市計画変更を経て平成4年には現在の施設に建て替えが行われ平成10年に現在の計画となっており、平成31年4月のサンライズクリーンセンターの稼働開始に伴い稼働停止しております。なお、現在は地域外来・検査センターとしてPCR検査の会場として活用されており跡地利用については庁内で総合的に検討しているところでございます。

次に周陽環境整備センターについてですが周陽環境整備センターは、旧周東町・旧玖珂町・旧由宇町・旧熊毛町・和木町の5町による一部事務組合が運営しており、平成3年に旧玖珂町において現在の形に都市計画決定されたものです。第一工場と同様に平成31年4月のサンライズクリーンセンターの

稼働開始に伴い稼働停止しております。周陽環境整備センターについては今年度秋ごろから解体を予定しており、跡地利用については現在検討中でございます。なお、赤線で囲われている箇所が現在、変更し、廃止しようとしている「ごみ焼却場」としての区域になります。周陽環境整備センターに隣接する温水プール「グリーンオアシス」は都市施設として位置づけられているものではありませんので今回の変更に伴う影響というものはありません。また、周陽環境整備センター停止後はボイラーにより温水を生成し営業を継続しており今回の変更による営業への影響も生じることはありません。

最後に、これまでの手続きについてご説明いたします。本審議までに第一工場がある平田地区の連合自治会長から新型コロナウイルス感染予防の観点や周辺住民の関心は跡地利用の説明であるという観点から、玖珂地区の連合自治会長や山口県と協議した結果、説明会は開催せず変更内容を各自治会長へ説明し周知をいたしました。また、変更素案の閲覧期間中、公述の申し出を受け付けましたが公述申し出はありませんでしたので公聴会は開催しておりません。次に変更案の縦覧を行いました。縦覧期間中、変更案に関する意見書の提出はありませんでした。本日の審議会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、山口県知事へ協議の後、決定の告示を行う予定としております。

以上で説明を終わります。議案第 45 号および議案第 46 号についてのご審議のほどよろしく願いいたします。

- 塚本会長 ありがとうございました。新しいものをつくるというものではなくて、すでに稼働が停止したものについて手続き的にきちんと廃止することだと思えますけれども、このことにつきましてご質問・ご意見ございましたら、どなたでも結構ですのでお願いいたします。
- 梅川委員 サンライズクリーンセンターが一日で 160 t という処理能力になっていますけれども、第一工場および周陽環境整備センター合わせて約 255 t という処理能力になっていますが、これで対応ができるからこういう規格になっているということでよろしいでしょうか。
- 事務局 環境事業課の古胡と申します。よろしく願いいたします。サンライズクリーンセンターの施設規模につきましてはごみ処理施設の整備の計画設計要領に示される算定式をもちいて算出いたしました。規模決定の基礎となる将来のごみ排出量は、区域内の人口や排出原単位などを各種方法による傾向線を求めまして推計しております。算出にあたりましては「岩国市一般廃棄物処理計画」などによる将来のごみ排出量に対する排出削減目標を設定し、目標達成後のごみ総排出量から推計しており、適正に処理が行えております。市民の皆さまのごみの分別の徹底と将来設計人口が減少している傾向

にあり、そういったものを根拠にして設計しておりますのでごみの処理に支障はございません。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他ご質問ございますでしょうか。

○細見委員 都市計画を廃止することに異議があるわけではございませんが、先ほど土地の跡地利用計画をすこし言われていましたが、まずは解体ですね。第一工場は特に住宅も近いし、学校も近いという事もありますので、いち早く解体して計画して、一般質問でもお話しましたがごみを引き受けて来たけれども、それが終われば素晴らしいまちになったよということが大切なのではないかと思いますので、解体計画とか跡地利用計画とかをおおむね、いつ頃までに立てられるのでしょうか。また関係ないかもしれませんが国もリサイクル法とかいろんなものに規制をかけて個人負担でやるわけですから、今度はごみ処理場自体がごみになったわけですから、しっかり補助金をつけてもらえる制度とか、解体に対しては助成制度がないように伺っていますので、そういったものも全国にさきがけて自治体だけで困難であれば国が助成制度をつくっていただくように要望をしたり、役目が終わればいいまちになったねということが大切だと思いますので、当局の今後の対応スケジュールとかお考えをお聞かせいただければと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。ご質問に対する考えをお願いいたします。

○事務局 第一工場の跡地解体計画についてお答えをさせていただきます。これまで市議会定例会においても説明させていただいておりますけれども、岩国市第一工場というのは本市においても大変便利な所にあると思います。解体の費用についてはさきほど細見さんの方からお話がありましており、環境省の補助金の中に循環型社会形成推進交付金というものがあります。ただしこちらにつきましては現在ある廃棄物処理施設を解体した後に同じような廃棄物処理施設をそこへ建設するという条件がつきまして、さらにその補助率は 1/3 と極めて低い補助率となっています。従いまして全国の自治体におきましても廃棄物処理施設の解体計画が進んでいないということは委員さんがおっしゃるとおりだと思います。繰り返しの説明にはなりますけれども、本市の中心にあるということでより有効で有益な利活用はないかと全庁的に検討している段階であり、大変申し訳ないのですが現時点でスケジュールを示せるものを持ち合わせておりません。

○事務局 いま所管課の方もお話したとおりで繰り返しになりますが、前々からそういったご意見もいただいておりますので必要なご意見としてまさに良好な場所ということもありますので、財源も含めて今後の跡地利用について

はまちづくりに活かせるような跡地利用になるようにと思っていますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。その他ご意見ある方はいらっしゃいますか。

○細見委員 それに付け加えてもう一点だけ、都市計画を廃止したり設定したりしても、なかなか時間がかかって思うように進まないケースも多々ありますので、できるだけ廃止すればいつまでも放置しておくということではなくて、きちんとした今後の利用計画も含めて市民にこういものになるんだというような夢を与えていただけるような計画を是非お願いしたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。それでは皆さんのご意見もいただきましたので、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。今のお話をお伺いしますと内容については特に意見はなかったと思いますので、この度付議されました議案第 45 号および議案第 46 号について原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 ありがとうございます。ご異議がないものと認めます。議案第 45 号および議案第 46 号について当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長へ答申いたします。ありがとうございます。

■諮問第 26 号

○塚本会長 それでは日程第 4 号、諮問第 26 号「錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について」を審議したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議事日程の第 4、諮問第 26 号「錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について」ご説明させていただきます。

公園景観課の池田と申します。よろしくお願いいたします。

本日はスライドと追加でお配りさせていただいた文化的景観の保全に向けた風致保全方針の見直しについてを使ってご説明させていただきます。

まず今回の風致保全方針の変更の背景と目的についてご説明をさせていただきます。ここで追加資料の 1 P をご覧ください。本市の風致地区は大正 11 年（1922）に錦帯橋が名勝に指定されたことを契機に名勝と一体となった風致景観の保全を目的に、昭和 13 年（1938）に山口県によって風致地区が指定され以降、錦帯橋周辺の風致景観の維持が図られています。岩国市においては権限移譲に伴い平成 26 年に岩国市風致地区条例を制定するとともに、

平成 27 年から市条例に基づく風致保全方針により運用を行っております。この度、本年 6 月 18 日に国の文化審議会により文部科学大臣に「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」を重要文化的景観に選定するよう答申が行われました。図にもありますように当該地区においては名勝・風致地区・重要文化的景観の区域が重なっており、「錦帯橋風致地区」についても、文化的景観の価値や特徴等の内容を反映し保全策において整合を図ることを目的に岩国市風致地区条例に基づく風致保全方針を見直し、許可基準の運用に関しても見直しを行いたいと考えているものです。そのため風致地区の区域や許可基準そのものを今回改正するものではありません。

それでは風致地区の概要についてご説明させていただきます。追加資料の 2 P をご覧ください。風致地区とは都市計画法で定める地域地区指定の一つで、都市の風致、これは樹林地や水辺地などで構成された良好な自然的景観のことですが、こうした風致を維持するために定められるものです。岩国市においては昭和 13 年から「錦帯橋風致地区」が指定されており、旧法時代に全国的にも非常に早い段階から、岩国城跡や城山、城下町や錦川と錦帯橋を中心とした風景について保全すべき地区と位置付けられてきたことがわかります。この保全策により良好な風致景観が保全され今日、重要文化的景観の選定につながったといえます。本市では、単なる“自然景観”だけではなく、長く守られてきた自然景観とともにある“風致景観”の保全が重要であると考えています。

次に風致地区の制度の仕組みについてですが、風致地区制度はスライドにお示ししているとおり都市計画で「風致地区の区域」を定め、条例で規定された「許可基準」などを適用することにより地区の風致を維持する仕組みになっております。本市においては条例により第 1 種風致地区から第 4 種風致地区までの区分を設けており、それぞれの地区ごとに「許可基準」を定めています。そして今回変更を考えております風致保全方針ですが、風致保全方針とは風致の維持・創出に関する方針を明確にするためのもので、風致地区の区分に関する事項、風致の維持及び創出のための施策の方針に関する事項、その他風致の維持・創出に関し重要な事項を定めることとされています。なお、岩国市風致地区条例第 2 条第 3 項により「風致保全方針を定めようとするときは、あらかじめ、岩国市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」となっており、それに基づきこのたび意見をお伺いするものです。

こちらは錦帯橋風致地区内の様子になります。右上の画像は、城山から横山地区を見下ろしたのですが、建物が木々に囲まれており緑豊かな環境が保全されていることが分かります。また対岸である岩国地区から横山地区、川西地区を見てみますと建築物の高さ制限により突出した建築物が制

限されており背景となる城山に向けた見通しが確保されています。なお岩国藩の城下町として栄えた横山、岩国、そして川西地区の歴史性を損わないようにするため、建築物の形態意匠についてもルールを設けております。このように風致地区内においては制度の運用、そして地域の皆様のご協力もいただきながらこれまで良好な自然的景観が維持されてきました。

そこで今回の風致保全方針変更の目的ですが、風致地区における風致の維持・創出に必要な事項を定める「風致保全方針」の内容について、文化的景観の価値や特徴等の内容を補完するよう見直します。それにより保全策において文化的景観の価値や特徴等との整合を図るとともに、維持すべき風致を詳細に明示することで岩国市風致地区条例に定める許可基準の「ただし書き」の根拠が明確となり、文化的景観の保全・継承に資する、より適切な許可の運用が可能となると考えております。

次に見直しの方針についてご説明をさせていただきます。追加資料の3 Pをご覧ください。風致保全方針の趣旨を「都市計画運用指針」より抜粋して載せております。赤でお示ししておりますが、「地域の実情に応じたきめ細かな対応を図ることが風致の維持・創出に必要であり、許可の運用に当たっての参考として活用することが望ましい」となっております。都市計画運用指針で考え方が示されているように、風致保全方針は岩国市風致地区条例に基づく許可基準のうち「ただし書き」を適用するか否かを判断することが必要な場合の拠り所ともなります。そのため各基準における風致との調和や風致の維持はどのような状態であることを目指しているかについて、風致保全方針で示すこととなります。そこで文化的景観の保全・継承の観点から風致保全方針を見直すことにより地域の実情に応じたきめ細やかな対応による風致の維持・創出につながる運用を図りたいと考えております。

今回の見直し方針についてでございますが追加資料の4 Pをご覧ください。現行の「錦帯橋風致地区風致保全方針」について都市計画運用指針に示される内容及び岩国市風致地区条例の規定に基づき、1 から 6 までの項目について見直しを行うこととし、主な内容としては文化的景観の価値及び特徴をふまえ重要な要素や考え方等の内容を拡充するとともに地区ごとに守るべき風致景観についてその考え方等を拡充いたします。

それでは錦帯橋風致地区風致保全方針の変更内容について、ご説明させていただきます。まず「1. 本地区の特性および課題」についてですが錦帯橋を中心とした景観が錦川や周囲の山々、川沿いの桜や町並みとともに一体的な水辺景観を作り出していること。またそれが江戸時代から続く岩国城下町における自然と人の営みがつくりだす文化的景観を形成していることから、本地区におけるその価値と特徴の保全・継承を図る必要があると記述してお

ります。次に「2. 風致地区指定の目的」ですが文化的景観の価値として「錦帯橋及び錦川と一体を成す水辺景観、岩国城下町における武家地等に由来する緑豊かな市街地」の記述を追加しております。次に「3. 特に風致を維持すべき土地の状況及び区域、枢要な森林の指定の方針」です。横山地区については「武家地の風情を継承した、背景となる城山の自然と調和した良好な市街地環境」について記述をしております。また河川沿いでは「石積みの護岸や桜並木、川と向き合う町家等からなるまちなみが、一体となった風向明媚な景観が形成されている。」としております。これらの区域を特に風致を維持すべき地区とし、城山の樹林地は枢要な森林として保全を図ることといたします。次に「4. 風致地区の区分に関する事項」でございますが冒頭でご説明したように種別の変更はございません。ここでは「段階規制の考え方」「許可基準の考え方」をご説明します。まず段階規制につきましては各地区において、文化的景観に関する記述を追加するとともに第4種風致地区について、ともに「都市的土地利用との調和に配慮して、現存の風致を維持する地区」であることは維持しつつ、その特徴が異なる岩国山及び山麓地区と川西地区については記述を書き分けることで、地域の特徴を反映した施策の方針となるよう見直しを行います。次に許可基準の考え方についてご説明します。風致地区内における行為の規制内容については岩国市風致地区条例で定めること、また各基準で求める維持すべき風致については、この次にご説明いたします「風致の維持・創出のための施策の方針」に基づき判断することとしています。なお、各基準における配慮の考え方を示すものとして、別途「錦帯橋風致地区ガイドライン」を定め、配慮すべき事項に関する周知を図りたいと考えております。それでは「5. 風致の維持・創出のための施策の方針」について、それぞれの地区別にご説明します。こちらでも文化的景観の保全・継承の観点を踏まえ内容を見直しております。まず城山地区、こちらは第1種風致地区としていますが岩国城址の記述とともに、城山の山容が、錦帯橋や錦川とともに眺められる要素であることを記述しています。また横山地区でございますが、こちらは第2種風致地区としております。道路に面して門・塀が連なる武家屋敷地の土地利用の継承や錦川沿いの旭町における川と向き合う都市の暮らしを伝える特徴ある水辺景観の維持・保全を図ることとします。次に錦川及び錦川沿い地区でございますが、こちらは第3種風致地区としております。眺望景観の維持保全とともに主にナカドテ側の道路に面して間口が向き低層の建物が建ち並ぶ特徴あるまちなみ、また川を眺める居室を上階に有する暮らしや生業を継承する建物外観が錦川の水辺や錦帯橋を一体となって特徴ある水辺景観の保全・形成を図ることとしております。また岩国山及び山麓地区でございますが、こちらは第4種風致地区とし

ております。道路沿いに門・塀・生垣等が連なる、武家屋敷地の構えを継承した土地利用について記述しています。最後に川西地区でございますが、こちら第4種風致地区としております。城山の南山麓や錦川に近接する場所に位置し、岩国城下町の武家屋敷地に関連する市街地として、背後に広がる城山等の樹林地と一体となった緑豊かな落ち着いたある市街地環境及びまちなみの保全を図ることとしています。最後に「6. その他風致の維持・創出に関し重要な事項」です。関連施策との調整としまして本地区の一部区域が、重要文化的景観「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」の範囲であることから文化的景観の取組と整合を図り、文化財行政及び景観行政が連携を行うことを記述しております。また、市民・事業者・行政が取り組むべき事項といたしまして風致地区の自然的景観の保全に対する意識を高め、市民や事業者、行政がそれぞれの立場で協力し本市の景観まちづくりを推進してまいります。変更案の説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。今回の変更案について岩国市においては景観重点地区となっている横山地区・岩国地区との関連性も非常に深いため、先般7月14日に岩国市景観審議会での意見聴取を行っております。また7月31日に岩国地区、8月3日に川西地区、8月4日に横山地区の会場でそれぞれ説明会を実施しています。景観審議会及び説明会において、風致保全方針変更案の内容について、おおむね反対意見はありませんでした。本日の都市計画審議会での意見聴取を経て「支障ない」旨の答申がいただければ令和4年1月頃を目途に新しい風致保全方針に基づく運用を開始したいと考えております。以上、簡単ではございますが諮問第26号「錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について」のご説明とさせていただきます。 よろしく願いいたします。

- 塚本会長 ありがとうございます。審議に入る前に私の方から質問で補足していただきたいですけれども、今回の諮問の内容としては方針の変更の中に今おっしゃったような、どういう観点で風致地区を運用するかということの詳細化するというのと、もう一つは元々の方針に書かれていた基準の部分を一括して条例の方に記載して、こちらからは落とすという二つの変更があったと思いますが、今のご説明の中には二番目の説明がなかったのですけれども、そのことはご説明されなくてよろしいのでしょうか。
- 事務局 塚本会長のご指摘のとおり今回風致保全方針の内容につきまして元々、風致保全方針は条例で定めるように規定されていますけれども、その中で風致政令といって風致の基準を定めるにあたっては条例で定めると規定をされております。保全方針になりますと条例の中で規定する方針になりますので本来そこに書かれているものにつきましては、風致を維持する

ための方針ということで解釈をしております、基本的な許可基準の数値であつたりとかは条例で規定することといたしまして、方針については方針のみを記述するように変更しております。

○塚本会長 元の方針の文書というのは皆さんにはつけていないのでしょうか。

○事務局 参考資料にお付けしております。

○桑重委員 要はどれがどう変わったのかというその説明が無いと分からない。

○塚本会長 皆様のご質問の前に私が挟んでしまって申し訳ないですけれども、今の質問は皆さんにお配りされている参考資料の方で後半 10 ページくらいから黒枠で囲ってあるページが数ページついております。これは現在の風致保全方針、現行のもですね。これを今回変えようということが今回の趣旨だということでございまして、後ほどご意見いただきますけれども、今私が二つ申しました前半については今説明がありましたが後半の部分についてはこの資料でいいますと 12 ページくらいから高さの基準が 8m や建ぺい率が 3/10 という具体的な数値が保全方針の中に書かれていますが、そもそも方針としては少し詳細な話をしているので基準の部分は条例へ、方針はより概括的な考え方の部分を整理することで役割分担をされるということが今回の諮問の二つめの趣旨だと理解しておりますがよろしいでしょうか。

○事務局 はい。おっしゃるとおりです。

○塚本会長 そういことですので私が口を挟んでしまいましたが今回の諮問の内容の二つ目というのは基準の部分を方針から外して条例の方で位置づけるということで、ということは方針を踏まえて条例も変わる場合もあるということですよね。必要があれば基準が変わったとしても方針に基づいて変わるということであって方針が全部見直しになるということではなくて基本的なことについて今回設定されたというのが一点、それが整理されましたので、今回ご説明されたのが、かなり昔から運用されてきた風致保全方針、これは風致地区を定めた以上、方針を策定して、今度は方針に基づいて運用する必要があるということで定められているものでございますから勝手に作ったわけではなくて、法律に基づいて作ったということなので位置づけがきちんとしたものだということがあります。そして今回の趣旨というのは文化的景観として文化財としての位置づけがなされたので、これを踏まえて風致地区の方も見直しをしようということ。もう一つ言いますと今までなんでここを守るのということについて、必ずしも明確ではなかった部分があつたり、なんでこれが大事なんですかという部分について皆さんはよく分かってらっしゃるけれども、では何に基づいているのかと言われたときに、

なかなかはっきり言えなかったことが今回重要文化的景観ということできちんと国からお墨付きをいただき、それを基にきちんと説明できるようになったということで、この基本方針の中に反映するという趣旨ですよね。位置づけは今のようですので、今お聞きいただいたことについて、一つはこのような形で方針をより詳細により正確に書かれたということだと思いますので、ご意見やご質問や、もっと書き込んだほうがいいんじゃないかということもあると思いますし、これはどういうことだということでも結構ですのでご質問やご意見を頂戴できたらと思います。

○中村委員 今説明していただいた方針について配っていただいた審議資料の方に基づいて質問させていただきます。その質問の前に大前提として追加資料のなかで「ただし書き」の説明があったと思いますが、その「ただし書き」というのはこの資料のどの部分を指されるのでしょうか。

○事務局 本日お配りした追加資料の3ページの(2)でお示しさせていたしておりますが岩国市風致地区条例の抜粋したものを掲載しております。第五条第一項に許可基準の記載がありまして、その中でオレンジ色に色付けしている箇所があり、「ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、その敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実であると認める場合においてはこの限りではない」という記述があります。今回の風致保全方針を詳細に説明することで、この「ただし書き」の拠り所になるというように考えておりまして、「ただし書き」はこちらを指しているものになります。

○中村委員 それを踏まえたうえでご質問させていただきます。今まであった風致地区を四つに分けて、それぞれの方針というものをここに詳しく書かれていると思いますので、それぞれの四つの区域について質問させてください。まず第一種風致地区、これは城山地区について山の上の景色、景観を守ろうとしてのことだと思います。この場合稜線から超えた場合にそのエリアというのはどのあたりまで考えておられるのでしょうか。それから第二種風致地区、横山地区について11ページになりますが建物の基礎等を使用される石垣や嵩上げ地盤による土地利用とありますが、この部分について建物の基礎、主に家だと思いますが、最近の建築基準法では建物の基礎に石垣を使うことはないと思います。この表記の仕方についてどのように考えておられるのか。第三種風致地区について土手町、旭町という街並みを保存しようとする地域が含まれていると思います。この中で建ぺい率が確か4/10になっていたと思いますが、この決まり事を当てはめようとするこの景観が保全できないのではないかとということが考えられます。先ほど、今の「ただし書き」を確

認したのはその点もありますので、その考え方をお示してください。それから第四種風致地区については岩国側の山麓と西側に分かれていると思います。この辺の表記の中に武家屋敷の景観もしくは通り沿いに緑が見えると書いてありますが、現在の岩国地区についてはその景観と思える場所がほとんどありません。通りからはほとんどそういうものが垣間見られないですが、何を保全しようとしているのか、またこの地区は駐車場整備を市として進めておられます。それについても景観の配慮がされるのかということです。川西地区についても同じような表記、武家屋敷やそれに関連するという表記があると思いますが、この地区については元々流水地として江戸時代には町がなかった部分にあてはまると思います。書き方が一種、二種、三種、四種で同じような文書をあてはめて、同じようにやろうとしていることに少し違和感を覚えます。それと最後に岩国市風致地区条例の許可を要しない行為をする場合というのがありますが、最後から三行目ですね。この内容は具体的にどういうことを指しているのかということが分かれば教えてください。

○塚本会長 ありがとうございます。かなり踏み込んだ内容のご質問ですが、是非お願いいたします。

○事務局 まず各地区の意見をいただきましたので第一種風致地区からご回答させていただきます。城山の山の尾根線、稜線の件についてですが、冒頭にご説明したとおり風致地区の区域自体は都市計画決定しております。その中での決定については尾根から 50m で区域を設定しております。区域の外ぎりぎりに鉄塔等が建った場合に尾根から少し先だと錦帯橋の方から見えてしまうということがあるので、そういった点を考慮して尾根から 50m という形で風致地区のエリアを設定しています。第二種風致地区、横山地区の記載についてですが、中村委員がおっしゃられたように最近の建物の場合に基礎等に石垣を使うことはほとんどないと考えております。ただ基礎等ということで必ずしもそういったものだけではなく、文化的景観の特徴の中で特に横山地区については浸水等、水との付き合い方ということで地盤の嵩上げ等が特徴としてあげられます。そういった土地利用については保全を図っていきたいと考えております。次に第三種風致地区の錦川及び錦川沿い地区であります、川と一体の水辺景観ということで風致の考え方をしております。冒頭にもご説明させていただきましたように岩国市では昭和 13 年から全国的にもかなり早い段階から風致地区の指定がされておりまして、その風致地区があったからこそ守られてきたということもありまして、そういったものが重要文化的景観につながっていると考えております。先ほどもご説明させていただいた「ただし書き」というのは今回しっかりと地区の特徴を詳細に明示をしましたので中村委員もおっしゃられたように、そういったものを使い

ながら風致としての景観を維持していきたいと考えております。次に第四種風致地区の岩国山及び山麓地区でございますが、なかなかそういった景観が残っていないのではないかとのご意見もいただいたのですが、別計画になりますが景観計画の方でも、この地区につきましては「ゆとり住宅地区」といって武家屋敷地に由来する地区ということで基本的には門、塀で囲まれた土地利用というのを誘導していくよう計画を進めております。またそういった中で風致についても整合を図っていきたいというように考えております。また委員ご指摘いただいた椎尾神社の駐車場計画は市の事業でもありますので山の法面も含めて景観、風致に配慮したものとなるように特に通りから面した部分については関係課とも協議をしながら進めているところでございます。もう一つの川西地区でございますが、こちらについては元々一丁目、二丁目あたりは吉川藩時代の城下町地区の一部でありまして武士の別邸や居館があったというように聞いております。現在も宇野千代の生家や水西書院であるとか歴史的建築物も多くありまして、その中で川西地区の総称として武家屋敷地に関連する市街地という形で記述をしているところでございます。最後の小規模な建築物についてですが、参考資料でお付けいたしました岩国市風致地区条例の概要というものがございまして、風致地区条例の概要を一枚めくっていただきまして裏のページから許可基準の内容を記載しております。①の建築物等の建築であれば、その下に許可を要しない行為という記述をしております。建築物であれば新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が 10 m²以下であるもの、また移転に係る床面積が 10 m²以下であるもの、こういったものは風致としての許可申請は不要となりますが、こちらの保全方針に書いてあるように許可を要しない行為についてもそれぞれの地区で定められた許可基準を踏まえたものとなるよう配慮をお願いしたいと考えております。

- 中村委員 納得した部分としていない部分とありますが、基本的な考え方として参考資料の平成 27 年度版の保全方針と今回の変更案との違いについてあまり明確でない部分があると思います。その中でもう一度お聞きしたいことがあります。平成 27 年度版のこの部分における表記の内容をあくまでも守り続けるということではなくて、これを指針とした形として「ただし書き」があると思いますが建築基準法上の避けられない部分の対応のお考えをお聞きしたいのと、岩国市風致地区条例の概要が 4 ページにありますが、この中に許可を要する行為というものが書いてあります。この許可基準について臨時の場合というのがありますね。例えば車が突っ込んですぐに対応しなければならないと、その場合も許可が必要となりますが一番最後に例外として非常災害のための必要な措置という文言もありますが、ここに事故や火災

というものも含まれるべきだと思います。現場では即対応しなければならないということがありますので、すでにやってしまったけれどもということもあると思います。そのあたりの対応というのもどのように考えておられるのかというのをお答えいただけたらと思います。

○塚本会長 今のご質問の一つは元の方針と今回の方針がどのような考え方で何が変わったのかということが一つと二つ目は現実的に例外として行う対応をどのように考えているのかという二つのご質問でよろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○事務局 一点目の以前の風致保全方針の変更についてですが説明の中でもこういう言い方をさせていただいたのですが、拡充ということで今までの風致保全方針から方向性を変えるものではなく、風致地区により守ってきたものが今の重要文化的景観に認めていただけてもらったので、より詳細に地区の特徴であるとか価値を今回詳細に明記したというのが今回の保全方針の変更になります。二点目の緊急の場合の措置についてですが非常災害等につきましては風致地区条例においても景観計画においても景観法の手続きにおいても非常災害の場合については届出及び許可申請については不要とされております。安全には何も替えられないということがあると思いますので、安全に支障がある場合はその行為について、こちらがなんら制限するものではないと考えております。内容は業者さんであるとか施主さんから話をしていただいた上で進めていただければと考えておりますが基本的には緊急の場合につきましてはそういった手続きは不要となります。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○中村委員 それ以上のことを求めるのは酷だと思いますので、お願いになりますが方針についてこのとおりでできない部分もあるかと思います。先ほどの「ただし書き」はご説明していただいたように柔軟な対応が取れるように前面に出していただくというのがお願いであるのと、許可申請の書類についてですけれども、これはかなり昔の申請であり、今回のものに対応したものが無いと思うんですよね。その辺の変更についてもわかりやすい書類をそろえていただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。是非ご検討いただけたらと思います。その他、ご意見でもご質問でも結構でございます。

○桑重委員 全体の話でお話しようと思っていたのですが、説明のときに何がどう変わったかを明確にさせていただきたいです。我々資料を事前に配られておりますが変更の場合は必ず何をどう変えたのかという文章があるべきだと思います。そうしないと、いきなり資料をいただいても理解に無駄な時間

を要してしまいます。今後は何をどうするのかということを書いていただければ理解しやすいのかなと思います。もう一つは 10 ページ目の下の方に錦帯橋風致地区ガイドラインという言葉が出てきますが、ガイドラインは我々には示されていないのですが、条例とは別にこういう資料があるのかなということと、それと内容が整合しているのかということ。それから先ほど塚本先生がおっしゃられた以前あった高さ制限とかいろいろ書いていたことが内容は変更しませんよという話の中ですべて条例をみれば同じことになっているのかということ聞き逃したのかもしれませんが、そのあたりの説明をお願いします。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。説明されたとは思いますが伝わっておりませんでしたのでもう一度丁寧にご説明をお願いいたします。

○事務局 公園景観課の松林と申します。先ほど担当の方から風致保全方針の拡充をしたという説明がありましたが、改めて補足説明をさせていただければと思います。岩国市の風致地区条例を添付しておりませんでしたのでこちらの方を追加でお配りさせていただきます。説明の方に風致地区条例の概要ということで資料としてお示しはさせていただいてはいますが、こちらが岩国市風致地区条例の全文になります。こちらの最終ページをご覧ください。先ほど委員さんの方からご質問がありましたように基準について風致条例と同じものになるのかということですが、別表に定めてありますように第一種から第四種の風致地区の建築物の高さ、建ぺい率等につきまして記述があります。これについて現保全方針では風致地区の区分ごと記載しておりますが都市計画運用指針に風致保全方針を許可の参考とすることが望ましいとなっており、風致地区条例の方に記載をしておりますので、風致保全方針では記述することなく、許可の基準とするため風致保全方針の拡充をしました。これによってこちらの拠り所となる風致保全方針を今回変更させていただいて、「ただし書き」の運用にあたって適用除外できるものについては適用除外して運用をしていこうということが今回の保全方針の中身ということになります。よろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。今のご説明でよろしいでしょうか。

○桑重委員 ガイドラインについてをお願いします。

○塚本会長 先ほど、すこしおっしゃいましたけれどもガイドラインのことを改めてご説明ください。

○事務局 ガイドラインについての件でございますが、特に条例に定めのあるものではございませんが、業者であるとか施主の方へご理解を深めるということで、錦帯橋風致地区ガイドライン作成を検討しております。これについては風致保全方針を定めたうえで作成をするものと考えておりますので、今

の段階では案をお示しすることはできませんが風致保全方針が定まった後に許可基準等含めてその制度のご理解を深めるようなガイドラインを作成したいと考えております。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。

○安本委員 先ほどの中村委員さんの質問に関連しますが、追加資料の3ページの許可基準のことですけれども、そのあとの「ただし書き」は風致保全方針の果たす役割は「ただし書き」を適用するか否かを判断することが必要な場合、拠り所となりますという文章がありますけれども、これの判断をする責任の所在といいますか、これはどこになるのでしょうか。建築審査会などになるのでしょうか。

○事務局 現在につきましては市長になります。ただ都市計画運用指針の方でそういった場合の判断において審議会であるとか諮問機関を設けることも視野に入れてくださいという記述もあるので、各自治体すべてがそういった諮問機関を持っているわけではないと思いますが、そういったものがあつた方がより納得のいただける判断にもなろうかと思imasuので今後検討したいと考えております。

○安本委員 具体的に誰がということは決まっていないということですね。

○事務局 そうですね。今は市長が許可を出すということになります。

○塚本会長 市長がということは窓口はどちらになるのでしょうか。

○事務局 窓口としては風致地区条例を所管しております公園景観課になります。

○塚本会長 ありがとうございます。その他ご質問ございますでしょうか。何かを作るとか何かをやめるという話ではなくて、この今あるものを見直しながら適切に運用できるものに変えていくという内容でございました。ある意味かなりテクニカルなことだと思いますけれども、この際聞いておきたいということがございましたら遠慮なくお願いいたします。特にないですかね。それでは皆さんのご意見もいただきましたので、そろそろ審議会として意見を取りまとめたいと思います。この場で特にここに問題があるとかいうようなことはなかったかと思imasu。ただ運用していくにあたってこれが有効に機能するようにというご意見があつたとおもimasuので、そういうことをご配慮いただいた上で、この度付議されました諮問第26号について支障ない旨を市長に答申することによろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。ご異議がないものと認めます。よって諮問第26号について当審議会として支障ない旨を市長へ答申いたしま

す。本日予定された議事については以上でございます。委員の皆様からなにかご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。長時間にわたり熱心なご審議をいただきありがとうございます。では事務局から事務連絡等ございましたらよろしく願いいたします。

- 事務局 本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。受付でお預かりいたしました駐車券につきましては会場出入り口でお渡しいたします。精算処理をしていますので駐車場を出られる際にはそのままお通しいただいて結構です。それでは以上を持ちまして第 32 回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[15 時 00 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 3 年 10 月 12 日

議事録署名委員 細見 正行

議事録署名委員 廣田 登志子